飲酒運転防止

年末年始もルールを守ってみんなで
楽しく過ごしましょう!

免許の取消し・停止
懲役・罰金
勤務先からの解雇
家庭崩壊

それでも飲酒運転しますか？

令和6年11月1日から道路交通法が改正

～自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化～

・運転中のながらスマホ

手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が罰則の対象

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

・酒気帯び運転

自転車の酒気帯び運転の罰則が整備　**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

また、酒気帯び運転のほか酒類の提供や同乗・自転車の提供も処罰の対象

自転車でも飲酒運転は違法です！！

STOP!飲酒運転!

山　形　警　察　署